神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に係る整備基準（案）の概要

資料４－２

１　整備基準の根拠規定

条例第12条において、知事は公共的施設等の構造及び設備の整備に関し、障害者等

が安全かつ快適に利用できるものとするための必要な基準として、整備基準を公共的施設等の種類の区分に応じて規則で定めるものとしている。

２　公共的施設（規則別表第１）

官公庁施設、教育文化施設、医療施設、福祉施設、商業施設、公共交通機関の施設、駐車場、共同住宅、事務所、宿泊施設、公衆浴場、地下街等、運動施設、興行・遊興施設、展示施設、工場、公衆便所、複合用途建築物

３　整備基準の構成（規則別表第２）

|  |  |
| --- | --- |
| 別表第２の区分 | 整備項目 |
| １　公共交通機関の施設以外の公共的施設に関する整備基準 | １敷地内通路等、２傾斜路、３駐車場、４出入口又は改札口及びレジ通路、５廊下その他これに類するもの、６階段、７エレベーター、８便所（※）、９浴室、シャワー室等、10客室、11客席及び舞台、12標識及び案内設備、13誘導設備、14カウンター及び記載台又は公衆電話台、15視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備（※）、16聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備、17休憩、授乳場所等 |
| ２　公共交通機関の施設に関する整備基準 | １障害者等の円滑な通行に適する経路、２改札口、３プラットホーム等、４便所、５案内表示、６乗車券等販売所、案内所等 |
| ３　道路に関する整備基準 | １歩道及び自転車歩行者道、２横断歩道橋及び地下横断歩道、３視覚障害者誘導用ブロック、４視覚障害者用信号機 |
| ４　公園に関する整備基準 | １出入口、２園路、３階段、４傾斜路、５便所、６駐車場、７案内表示、８付帯設備、９視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備 |

　　　　　　　　　　　　　　※は、改正予定の整備項目

４　規則新旧対照表

| 改　　　正　　　案 | 現　　　行 |
| --- | --- |
| 第１条～第13条　（略） | 第１条～第13条　（略） |
| （整備基準の適合状況等に関する情報の提供）第14条　知事は、事業者からの申出があった場合には、当該事業者が設置し、又は管理する公共的施設に係る整備基準の適合状況等について、神奈川県のホームページへの掲載により県民に対して情報を提供し、当該情報を変更し、又は当該情報の提供を停止するものとする。 | （新設）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| （特別特定建築物に追加する特定建築物から除くもの）第15条　条例第29条第３号に規定する規則で定めるものは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の２に規定する児童心理治療施設　　　及び同法第44条に規定する児童自立支援施設とする。第16条　（略）附　則この規則は、平成29年10月１日から施行する。ただし、第14条及び別表第１の４の項の改正規定は、同年４月１日から施行する。 | （特別特定建築物に追加する特定建築物から除くもの）第14条　条例第29条第３号に規定する規則で定めるものは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の５に規定する情緒障害児短期治療施設及び同法第44条に規定する児童自立支援施設とする。第15条　（略）　　（新設）　 |
| 　　別表第１（第１条の２、第４条関係） | 　　別表第１（第１条の２、第４条関係） |
|  | 公共的施設 | 用途 | 指定施設の規模等 |  |  | 公共的施設 | 用途 | 指定施設の規模等 |  |
|  | １～３（略） |  |  | １～３（略） |  |
|  | ４　福祉施設 | 社会福祉施設及びこれに類する施設のうち次に掲げるものの用に供するもの(1)～(6)（略）(7)母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第１項に規定する母子健康包括支援センター(8)～(11)（略） | 全てのもの |  |  | ４　福祉施設 | 社会福祉施設及びこれに類する施設のうち次に掲げるものの用に供するもの(1)～(6)（略）(7)母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第２項に規定する母子健康センター　　　　　　　　(8)～(11)（略） | 全てのもの |  |
|  | ５～18（略） | ５～18（略） |
| 別表第２（第２条関係）１　公共交通機関の施設以外の公共的施設に関する整備基準 | 別表第２（第２条関係）１　公共交通機関の施設以外の公共的施設に関する整備基準 |
|  | 整備項目 | 整　　備　　基　　準 |  |  | 整備項目 | 整　　備　　基　　準 |  |
|  | １～７（略） |  |  | １～７（略） |  |
|  | ８　便所 | (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する便所を設ける場合（無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設において設ける場合を除く。）は、誰　もが円滑に利用することができるように、次に定める構造の便房（以下「みんなのトイレ」という。）を１以上設けた便所を１以上設けること。ただし、当該便所内に、出入口が主たる経路に接続する車椅子使用者用便房（車椅子使用者その他の障害者等が円滑に利用することができるように、十分な床面積を確保し、かつ、腰掛便座、手すり等を適切に配置した便房をいう。以下同じ。）及び障害者等が円滑に利用できる構造の水洗器具を設けた便房をそれぞれ１以上（幼稚園及び保育所にあっては、当該車椅子使用者用便房を１以上）設けることにより、みんなのトイレを設けた場合と同等以上の機能を有すると認められる場合は、この限りでない。ア　出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。イ　戸を設ける場合には、１の項(2)エ(ｲ)に掲げるものであること。ウ　出入口は、主たる経路に接続すること。エ　腰掛便座、手すり、洗面器、鏡等を適切に配置すること。オ　乳幼児用のベッド及び椅子を設置するよう努めること。カ　車椅子使用者が円滑に利用することができる空間を確保すること。キ　床面は、滑りにくい材料で仕上げること。ク　障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けること。ただし、幼稚園及び保育所にあっては、この限りでない。ケ　出入口には、誰　　もが利用できる旨を分かりやすい方法で表示すること。(2) （略） |  |  | ８　便所 | (1)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する便所を設ける場合（無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設において設ける場合を除く。）は、だれもが円滑に利用することができるように、次に定める構造の便房（以下「みんなのトイレ」という。）を１以上設けた便所を１以上設けること。ただし、当該便所内に、出入口が主たる経路に接続する車いす使用者用便房（政令第14条第１項第１号に規定する車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の　　　　　　　　　便房をいう。以下同じ。）及び障害者等が円滑に利用できる構造の水洗器具を設けた便房をそれぞれ１以上　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　設けることにより、みんなのトイレを設けた場合と同等以上の機能を有すると認められる場合は、この限りでない。ア　出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。イ　戸を設ける場合には、１の項(2)エ(ｲ)に掲げるものであること。ウ　出入口は、主たる経路に接続すること。エ　腰掛便座、手すり、洗面器、鏡等を適切に配置すること。オ　乳幼児用のベッド及びいすを設置するよう努めること。カ　車いす使用者が円滑に利用することができる空間を確保すること。キ　床面は、滑りにくい材料で仕上げること。ク　障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けること。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ケ　出入口には、だれもが利用できる旨を分かりやすい方法で表示すること。(2) （略）  |  |
|  | ９～14　(略)  |  |  | ９～14　(略)  |  |
|  | 15　視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備 | (1) 道等から12の項(2)イに定める構造の設備又は案内所までの経路（駐車場から４の項に定める構造の出入口等に至る経路を除く。）は、そのうち１以上を、次に掲げる視覚障害者が円滑に利用できる経路とすること。ただし、小規模無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設並びに別表第１の７の項から９の項まで及び16の項に掲げる公共的施設にあっては、この限りでない。ア　視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）及び点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内の経路及び用途面積が200平方メートル未満の建築物内において、案内所から直接屋外に通ずる主要な出入口を容易に視認でき、当該出入口から当該案内所までの間の経路において人等による誘導が適切に実施される場合における当該経路については、この限りでない。イ （略）(2)～(5)（略）　  |  |  | 15　視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備 | (1) 道等から12の項(2)イに定める構造の設備又は案内所までの経路（駐車場から４の項に定める構造の出入口等に至る経路を除く。）は、そのうち１以上を、次に掲げる視覚障害者が円滑に利用できる経路とすること。ただし、小規模無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設並びに別表第１の７の項から９の項まで及び16 の項に掲げる公共的施設にあっては、この限りでない。ア　視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）及び点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内において　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　は、この限りでない。イ （略）(2)～(5)（略）　  |  |
|  | 16～17　（略） |  |  | 16～17　（略） |  |
|  |  |
| 　　２　公共交通機関の施設に関する整備基準　（略） | 　　２　公共交通機関の施設に関する整備基準　（略） |
| 　　３　道路に関する整備基準　（略） | 　　３　道路に関する整備基準　（略） |
| 　　４　公園に関する整備基準　（略） | 　　４　公園に関する整備基準　（略） |